競争参加者の資格に関する公示

舞鶴(6)施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官 近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

1 業務概要

- (1) 業務の名称 舞鶴(6) 施設最適化総合設計
- (2) 業務内容 本業務は、以下の設計を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

本業務は、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や 測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注する総 合発注業務である。

また、本業務は、別途発注のECI方式による技術提案対象業務である。

【舞鶴地方総監部】

(舞鶴地方総監部1区、舞鶴システム通信隊槇山中継所、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴教育隊、舞鶴警備隊、舞鶴警備隊瀬崎地区、舞鶴造修補給所、舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴弾薬整備補給所岩子火薬庫、舞鶴弾薬整備補給所倉庫地区、舞鶴弾薬整備補給所白浜火薬庫、舞鶴地方総監部大波射撃場、舞鶴地方総監部第2区、舞鶴地方総監部北吸係留所、舞鶴地方総監部北吸係留所、舞鶴衛生隊)

ア 建替施設 (建替後の施設)

- (7) 庁隊舎新設 (3階建 約2,100㎡)
- (4) 庁舎新設 (5階建 約3,700㎡)、(4階建 約5,200㎡)、(3階建 約1,900 ㎡)
- (ウ) 隊庁舎新設 (3階建 約1,700㎡)、(2階建 約1,100㎡)
- (エ) 隊舎新設 (7階建 約6,100㎡)、(3階建 約2,600㎡)
- (t) 体育館新設(2(一部1) 階建 約5,900m²)
- (カ) 体育館、プール新設(2階建 約3,400㎡)
- (キ) 倉庫新設 (1階建 約2,100㎡)、(1階建 約1,700㎡)
- (1) 整備場新設 (3 階建 約9, 200 m²)
- (f) 食厨新設(2階建 約1,800m²)、(1階建 約1,200m²)
- (1) 作業所新設(1階建 約1,300m²)

- (サ) 厚生施設新設(2階建 約1,000 m²)
- (シ) 訓練場新設 (一部 2 階建 約2,700 m²)、(1 階建 約3,000 m²)
- (ス) 上記以外の1,000m²未満の建物 計67棟 計約6,500m²

イ 改修施設

- (ア) 病院改修 (2階建 約4,800㎡)・庁舎改修 (3階建 約2,100㎡)、(2階建 約2,100㎡)
- (イ) 隊庁舎改修 (2階建 約1,100m²)
- (ウ) 隊舎改修 (7 階建 約6,700㎡)、(6 階建 約8,900㎡)、(6 階建 約6,800 ㎡)、(2 階建 約1,100㎡)
- (工) 倉庫改修(1階建 約1,100㎡)
- (t) 整備場改修(1階建 約2,400m²)
- (ħ) 実習場改修(3階建 約1,600 m²)
- (キ) 講堂改修 (3 階建 約1,200 m²)
- (ク) 上記以外の1,000m²未満の建物 計46棟 計約13,600m²
- (ケ) 電灯等換装(建物25棟401灯換装、外灯(12地区)395灯換装)
- ウ 仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に 係る総合設計
- エ 計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

【舞鶴航空基地】

(舞鶴航空基地、舞鶴航空基地空山タカン地区、舞鶴航空基地空山気象レーダー地区) ア 建替施設 (建替後の施設)

- (7) 整備格納庫新設(2階建 約4,600m²)
- (イ) 食厨·体育館新設(3階建 約3,400m²)
- (ウ) 格納庫新設 (2階建 約3,600㎡)
- (エ) 上記以外の1,000㎡未満の建物 計1棟、計約40㎡

イ 改修施設

- (7) 庁舎改修 (3 階建 約2,400 m²)
- (4) 隊舎改修 (6 階建 約5,400 m²)
- (ウ) 倉庫改修 (2階建 約3,300㎡)
- (エ) 整備場改修 (2階建 約1,900㎡)
- (t) 管制塔改修(6 階建 約1,300 m²)
- (カ) 上記以外の1,000㎡未満の建物 計14棟 計約2,200㎡
- ウ 仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に 係る総合設計
- エ 計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで ただし、電灯等換装については、令和7年3月15日まで

2 申請の時期

令和6年2月19日から令和6年3月5日までの行政機関の休日(行政機関の休日に 関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。 以下同じ。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、令和6年3月5日以降、当該業務に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 近畿中部防衛局総務部契約課 TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

送付先:電子メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載 し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。(電子メールにより提出す る場合は不要))

提出場所は、(1)に示す場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件に該当する者の構成とするものとする。

- ア 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。)第70条及び第71条の規定に該当 しない者であること。
- イ 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付を受けた者とし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」「土木」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかに係る「B等級」以上「の格付を受けていること。

また、それぞれが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けているこ

٤,)

ウ 近畿中部防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書に おいて明らかであること。

(3) 構成員要件

共同体の代表者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成25年4月1日から公示日までに次に示す実績を有すること。

- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、防衛省が発注した業務のうち、次に 示す同種業務の実績を有する者
- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地 方公共団体が発注した業務のうち、次に示す類似業務の実績を有する者
- ・防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務(以下、「総合発注業務」という。)の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種又は類似業務の実績を有する者
 - ・同種業務:鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟 あたり5,500㎡以上の新設建築実施設計業務又は基本検討業務
 - ・類似業務:鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟 あたり2,700㎡以上の新設建築実施設計業務、基本検討業務又は 改修設計業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。 共同体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

平成25年4月1日から公示日までに次に示す実績を有すること。

- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地 方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の実績を有する者
- ・防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種又は類似業務の実績を有する者
- ・元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における次に示す類似業務の実績を有する者(ただし、業務分担において、隊舎、事務室、倉庫、体育館、厚生施設、食厨、浴場などの一般施設の設計を担当する場合に限る)
 - ・同種業務:鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築実施設計 業務、基本検討業務、設備実施設計業務又は土木設計業務
 - ・類似業務:鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築実施設計 業務、基本検討業務、改修設計業務、設備実施設計業務又は土木

設計業務

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「舞鶴(6) 施設最適化総合設計○○・○○共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。